

別表六（十九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成31年改正前の措置法第42条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額9」は、法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときに、その積み立てた金額（積立限度超過額を除きます。）を記載します。

また、措置法第42条の11の2の特定事業用機械等（以下「特定事業用機械等」といいます。）の取得等をして、事業の用に供した事業年度（以下「供用事業年度」といいます。）後の事業年度において、当該特定事業用機械等について法第42条から法第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮記帳の損金算入等》の規定の適用を受けることが予定されている場合には、供用事業年度終了の日において見込まれるその国庫補助金等の交付予定金額を記載してください。

3 「差引改定取得価額¹⁰
(8)－(9)」は、特定事業用機械等（措置法第42条の11の2第1項に規定する特定事業用機械等をいいます。）に係る一の特定地域経済牽引事業施設等（同項に規定する特定地域経済牽引事業施設等をいいます。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円（当該特定事業用機械等が平成31年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円）を超える場合には、

す。）を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円（当該特定事業用機械等が平成31年4月1日前に取得又は製作若しくは建設をされたものである場合には、100億円）を超える場合には、

$$\left[\frac{\text{「差引改定取得価額」} \times \frac{(8) - (9)}{(80 \text{億円又は} 100 \text{億円})}}{\text{一の特定地域経済牽引事業施設等を構成する機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額}} \right]^{10}$$

と読み替えて計算した金額を記載します。この場合には、「機械設備等の概要」に当該合計額その他参考となるべき事項を記載します。

4 「同上のうち地域の成長発展の基盤強化に著しく資する事業の用に供したものに係る額 13」は、措置法第42条の11の2第1項第1号に規定する特定法人がその同項に規定する承認地域経済牽引事業（措置法令第27条の11の2第2項《地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》の規定による主務大臣の確認を受けたものに限ります。）の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品の取得価額の合計額を記載します。

5 「機械設備等の概要」には、その機械設備等が、特定事業用機械等に該当することの詳細を記載します。この場合、この欄の記載に代えてできるだけ「特別償却の償却限度額の計算に関する付表」の所要欄を記載し添付することとしてください。